

令和7年12月16日(火) 参・法務委 安達 悠司 議員(参政)
対法務当局

2問 検察官は「公益の代表者」とされているが、国が求めている検察官の理想像は何か。また、検察官も日本の国益を守るべきことについてどう考えるか、法務当局に問う。

(答)

- 検察は、厳正公平・不偏不党を旨として、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用・実現するという重大な役割を担っているものと承知している。
- そして、検察官においては、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組むことはもとより、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法のほか、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められているものと承知している。
- その上で、(委員御指摘の「国益」と、検察官の役割ないし求められる姿勢の関係性について、一義的にお答えすることは困難であるが、) 検察においては、ただ今申し上げたような姿勢を保ち、使命感をもって各々の職務に取り組むことにより、社会経済の秩序を維持し、安全・安心な社会の実現に寄与することは、日本の国益にかなうものと考えている。

(参考1) 令和7年4月8日法務大臣閣議後記者会見

(記者) 昨日、新任検事の辞令交付式があり、大臣は代読された訓示の中で、犯罪被害者の権利利益の擁護など、広い分野に関心を持ち、高い見識を養ってほしいと述べました。再審法改正や取調べの録音・録画など、検察庁を取り巻く環境は大きな変革期を迎えていますが、検察庁の在り方について、どのようにお考えか改めてお聞かせください。

(鈴木法務大臣) 検察庁の在り方ということですが、検察は、法と証拠に基づく厳正公平な処分を行い、刑罰を適正に実現するという使命を果たすことにより、国民の負託に応え、社会正義の実現に寄与するという重責を担っているものと考えております。

社会環境が変化をする中で、検察に求める役割を果たし続けるには、検察職員が不断の工夫や努力を重ねるとともに、刑事司法のほか、広

く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が、求められるものと考えています。

まさに検察当局に対する国民の皆様からの信頼、これが極めて大事であり、そういったことも含めて、新しく任官した検察官には、そうした姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことに誇りをもって、国民の負託にしっかりと応えていただきたいと思います。

(参考2)「検察の理念」の策定経緯

平成23年3月31日の検察の在り方検討会議提言において、検察官が職務の遂行に当たって従うべき基本規程を明文化した上で公表し、検察官の使命・役割を検察内外に明確すべきであるとされた。

これを受けた同年4月8日の江田元法務大臣の指示に基づき、検察において議論・検討が行われ、外部の有識者からも意見を聴取し、最高検察庁においてこれらを集約した上で、同年9月28日の検察長官会同において、会同員の総意をもって、検察の基本規程としての「検察の理念」の策定に至った。

なお、上記議論・検討には、検事1,359人、副検事802人、検察事務官6,416人が加わった(職員全体のおおむね7～8割)。

(参考条文)

○検察庁法(昭和22年法律第61号)

第4条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第6条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

2 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。